明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○生産性向上特別措置法施行規則（内閣府・公正取引委・個人情報保護委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委一）　一
○経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（同三三）　一九
〔告　示〕
○生産性向上特別措置法第二十九条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　三
○革新的データ産業活用に関する指針（総務・経済産業一）　三
○データの安全管理に係る基準（同二）　三
○中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（経済産業一一〇）　三
○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境四四）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三
〔省　令〕
○生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（財務四三）　一九
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　二〇
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業二）　二〇
○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三二）　二六

府令・省令

内閣府令、公正取引委員会規則、個人情報保護委員会規則、総務省令、法務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則第一号

生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）及び生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、生産性向上特別措置法施行規則を次のように定める。

平成三十年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
公正取引委員会委員長　杉本　和行
個人情報保護委員会委員長　堀部　政男
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

生産性向上特別措置法施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　革新的事業活動の促進
第一節　新技術等実証の促進（第二条―第九条）
第二節　革新的データ産業活用の促進（第十条―第十九条）
第三章　雑則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この命令において使用する用語は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章　革新的事業活動の促進

第一節　新技術等実証の促進

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第二条　法第九条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書（次項及び第三項において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2　二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3　法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。